

作業環境測定を行うべき作業場作業環境測定を行うべき作業場

作業環境測定を行うべき作業場		測定						
作業場の種類（労働安全衛生法施行令第21条）		関係規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年数	作業環境測定士による測定	作業環境評価基準	
1	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則26条	空気中の濃度および粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7	○	○	
2	暑熱、寒冷または多湿屋内作業場	安衛則607条	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	3			
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590、	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	3			
4	坑内の作業場	炭酸ガスが停滞し、または停滞するおそれのある作業場	安衛則592条	炭酸ガスの濃度	1月以内ごとに1回	3		
		28℃を超え、または超えるおそれのある作業場	安衛則612条	気温	半月以内ごとに1回	3		
		通気設備のある作業場	安衛則603条	通気量	半月以内ごとに1回	3		
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則7条	一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	3			
6	放射線業務を行う作業場	放射線業務を行う管理区域	電離則54条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回	5		
		放射性物質取扱作業室	電離則55条	空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5	○	
		事故由来廃棄物等取扱施設					○	
		坑内における核原料物質の掘採の業務を行う作業場						
7	特定化学物質（第1類または第2類物質）を製造し、または取り扱う屋内作業場等	特化則36条	第1類または第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3※	○	○	
	特定有機溶剤混合物を製造し、または取り扱う屋内作業場	特化則36条の5	空気中の特別有機溶剤および有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3			
	石綿等を取扱い、もしくは試験研究のため製造する屋内作業場	石綿則36条	石綿の空気中における濃度	6月以内ごとに1回	40			
8	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3	○	○	
9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場は、空気中の酸素の濃度	作業開始前等ごと	3			
			第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場は、空気中の酸素および硫化水素の濃					
10	有機溶剤（第1種または第2種有機溶剤）を製造し、または取り扱う一定の業務を行う屋内作業場	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3	○	○	

※特別管理物質については30年間保存